

第11回ディベート・アゴラ

論題：日本は夫婦別姓制度を導入すべきである。

肯定側立論

プランを述べます。

1. 民法第750条を改正し、夫婦は夫若しくは妻の姓を称し、または、各自の婚姻前の姓を称することを認めます。
2. 別姓夫婦の子供については、出生時に配偶者いずれかの姓を名乗るものとします。子供が満15歳に達した時点で、本人の意思でもう片方の姓に変更できるものとします。
3. 2004年4月より施行します

プランから発生するメリットを説明します。

メリット1は「社会的不利益の解消」です。

発生過程を説明します。

女性の社会進出が進んだ今、女性も姓が変わることで、とても不利な状況を招きます。

証拠資料を引用します。出典は、佐藤延子、大垣女子短期大学助教授『女性学』¹です。引用開始。

「昔は、女性は結婚したら会社を辞めることも多かったですし、そもそも女性が自分の名刺を持って仕事をするなどということはありませんでした。しかし、結婚しても仕事を続ける女性が増えています。補助的業務ではなく、自分の名前を示して仕事をする女性が増えています。そういう女性に改姓はとっても不利です。」引用終了。

このように女性にとっても改姓はとても不利なのです。しかし夫婦別姓を導入すると、女性は結婚しても姓を変えなくて済みます。従って社会的な不利益が解消されます。

重要性を説明します。

夫婦別姓は女性の不利益を解消し、社会における男女のあり方を見直すことになります。

引き続き同資料²より引用します。引用開始。

「女性は、結婚生活を続けていくなかで、「女だから」というだけの理由で、次々がまんさせられ、不利益を押し付けられていきます。姓の選択のときの不利益はその第一歩なのです。だから、夫婦の姓の選択の時に女性だけが不利益を負うのはいやだと

¹ 佐藤延子（大垣女子短期大学助教授）『女性学』（尚学社、1999年）p. 142

² 同前 p. 144

いう声は、とても重要です。夫婦別姓の要求は、名前の問題だけにとどまりません。夫婦のあり方そのもの、社会における男女のありかたそのもの見直しを追っているのです。」引用終了。

このように社会における男女のあり方そのものも見直し、女性差別解消につながるこのメリットはとても重要です。

メリット2は「人格権の尊重」です。
発生過程を説明します。

氏名と人格は密接に結びついています。結婚によって同姓を強要されることは、人格を変えさせられるような気持ちになってしまいます。自ら望んで同姓にする人は問題ありませんが、望まない人まで改姓を強要されるのは問題です。

弁護士の福島^{みずほ}瑞穂氏は『日本の論点 ‘93』³の中で以下のように述べています。引用開始。

「氏名と人格とは密接に結びついているため、氏名を変えさせられることが、人格を変えさせられるような気持ちになることがあるといえる。(中略) 氏名権が人格権であるとすると、結婚をするときに、夫婦の一方が必ず姓を捨てることを強制されることは、人格権である氏名権を侵害されることになるのではないか。もちろんよろこんで姓を変える人はいる。それはそれでいい。問題は、変えることを望まない人間も改姓を強制されることである」引用終了。

しかしプランを導入すると、改姓を望まない人は強制されることがなく別姓を選べるので、人格権をおかされることはありません。

重要性を述べます。

人格権は人間の重要な権利の一つです。同姓を強要されることにより、人格を変えさせられるような気持ちになってしまうことは、問題です。自分が自分であることアイデンティティを守ることはとても重要です。

以上の理由から、日本は夫婦別姓制度を導入すべきと主張します。

³ 福島瑞穂（弁護士）「夫婦別姓を認めよー「戸」籍ではなく「個」籍にすべき理由」『日本の論点'93』（文藝春秋社、1992年）、p. 851

否定側立論

肯定側のプランによって起こるデメリットを述べます。

デメリットは「家族の崩壊」です。

発生過程を 3 点説明します。

1. 夫婦は共同体であり、同氏制は家族の一体感を高める役割をもっています。

神社と神道の **HP**⁴より引用します。引用開始。

「家庭は、夫婦が共同生活を営む場であり、子供を産み育てて教育する安らぎの場です。従って家族は、夫婦及び親子の絆を最も大切にすべき道徳的な存在であり、国家、社会の基礎的単位として、法的にも保護を与えられねばならない存在です。現行の夫婦親子同氏制は、家族の一体感を高めると同時に、社会的に夫婦親子であることを公に示すのを容易にするという大事な役割をもっています。」引用終了。

2. しかし、夫婦別姓を導入すると夫婦関係は希薄化し、親子関係も弱くなってしまいます。

中川八洋、筑波大学教授は雑誌『正論』1998 年 9 月号⁵の中で以下のように述べています。引用開始

「夫婦別姓」は、妻を「家族から解放」し、夫を「家族から解放」するのが目的であるから、夫婦関係は希薄化し、いつでもその解消がし易くなるものである。そのような夫婦関係の下での親子関係も脆く弱くその絆は切断され易くなる。そればかりか、子供は両親のいずれかと姓が異なることにおいて、また兄弟姉妹も姓が異なることにおいて、家族の紐帯うすく弱くなる。いずれは、子供も親から「解放」され、親も子供から「解放」されてその親子関係はあっという間に雲散霧消する。兄弟姉妹は生まれながらに「他人」となる。」引用終了。

このように夫婦関係が希薄化し、同時に親子関係も脆くなってしまいます。そして家族の絆が弱くなってしまふのです。

3. 夫婦別姓により家族の絆が弱くなり、家族崩壊が起こります。

八木秀次、高崎経済大学助教授は『論戦布告』⁶1999 年の中で以下のように述べています。引用開始。

「家族の絆はいよいよ弱いものになり、家族は壊れやすい存在になっている。我が国の家族にはもはや強い拘束力はない。このようなときに夫婦別姓を法制化すれば我が

⁴ <http://www.jinja.or.jp/jikyoku/bessei/bessei0.html#anchor236427>

⁵ 中川八洋（筑波大学教授）「夫婦別姓」は家族破壊の革命運動『正論』（1998 年 9 月号）、p. 271

⁶ 八木秀次（高崎経済大学助教授）『論戦布告』（徳間書店、1999 年）、p. 119

国の家族はどうなるのか。別姓論の持つ家族解体の論理は、そうでなくても壊れやすくなっている家族をたやすく崩壊させるに違いない。夫婦別姓は理想の家族形態でも幸せを約束するものでもなく、家族そのものを崩壊の淵に立たせるだけのものである。」引用終了。

このように夫婦別姓により、夫婦の絆が希薄化し、親子関係が弱くなり、家族崩壊というデメリットが発生します。

深刻性を説明します。

家族という形態は維持すべき大切なものです。家族の崩壊は社会全体に影響を与える深刻な問題です。

日本会議のHP⁷より引用します。引用開始。

「私たちは、会社、学校、サークルなど様々な共同体に属し、それらを通じて社会に参画しています。その中でも人が最初に属し、最も身近な共同体が家族であり、社会がうまく機能するためにも、人が心穏やかに生きるためにも家族は不可欠なものであると思います。(中略) 別姓制度の導入で家族の解体が進めば、同じ社会にいる私たちは、多かれ少なかれ影響を受けます。「自分は同姓を選択するから関係ない」と言っている場合ではありません。時代とともに生じてきた問題の解決に努力することは必要ですが、世界を見ても、自国の歴史を見ても、自分の家族の存在を考えても、家族という形態は今後も維持すべき大切なものであると思います。」引用終了。

このようにデメリットの大きい政策は、実行すべきではありません。

⁷ [http://www.nipponkaigi.org/reidai01/Opinion3\(J\)/family/huuhuQA.htm](http://www.nipponkaigi.org/reidai01/Opinion3(J)/family/huuhuQA.htm)

証拠資料

●佐藤延子（大垣女子短期大学助教授）『女性学』（尚学社、1999年）、p. 141

まず、改姓すると、自分が結婚前に築いてきた実績を、結婚後の自分の名前と結び付けて理解してもらえなくなります。たとえば一所懸命営業活動をしてせっかく取引先に覚えてもらった名前を、また覚えなおしてもらわなければなりません。会社にせっかくお得意さんからご指名で電話が入ってきたときに、「そんな人はいません」と言われてしまったら、あなたの営業成績に重大なマイナスです。

●福島瑞穂（弁護士）「夫婦別姓を認めよ―「戸籍」ではなく「個」籍にすべき理由」『日本の論点'93』（文藝春秋社、1992年）、p. 852

「旧姓」を使い続けることができるかどうかは、ケースバイケースで、上司の頭が固かったり理解がないと、ひじょうに困難になるし、上司が代わっただけで使えなくなることもある。また、モグラ叩きのように、戸籍名が日常的に出てくることを叩く努力も必要になる。「旧姓」の通称使用では、あまりに限界があるのである。

●東京弁護士会・女性の権利に関する委員会編『これからの選択 夫婦別姓』（日本評論社、1999年）、p. 70

人は「氏名」をもって、他人に自分の存在を語ります。また「氏名」をもって、他人の存在を知ります。すなわち「氏名」は顔かたち、容姿などとともに、いやそれよりもまさって、人が知られるための、最初の手がかりとなっているのです。「氏名」は、ある人の人格を他人と区別するための「個性」の表象とってよいでしょう。

●二宮周平（立命館大学教授）『夫婦別姓への招待〔新版〕』（有斐閣、1995年）、p. 237

だが、個人の独立・平等・自由が家族の中に実現されると、いままでよりはるかに自由で風通しの

よい家庭をつくりだすだろう。家族のために個人が犠牲になるのではなく、お互いの愛情と信頼で援助し合う関係になるだろう。男性は一家の責任者であり、全力をあげて家族を守ることを生きがいとしている、という人もいる。しかし、女性や子どもは守られる対象ではない。一人ひとり独立した人格をもち、自分の生き方を追求する権利をもっている。それは他人のそうした権利も大切にすることであり、お互いの利害がぶつかるときには、相手の立場になって話し合う寛容さをもつことを義務づける。それが個人の尊重という意味なのである。

●世論調査報告概要平成13年5月調査
選択的夫婦別氏制度に関する世論調査
内閣府大臣官房政府広報室

<http://www8.cao.go.jp/survey/h13/fuufu/>

選択的夫婦別氏制度

「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた者の割合が29.9%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者の割合が42.1%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた者の割合が23.0%となっている。

別姓の希望

「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者（1,461人）に、希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗れるように法律が変わった場合、あなたは、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗るこ

とを希望するか聞いたところ、「希望する」と答えた者の割合が18.2%、「希望しない」と答えた者の割合が50.3%、「どちらともいえない」と答えた者の割合が30.5%となっている。

仕事と婚姻による名字(姓)の変更

現在の法律では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字(姓)を変えなければならないことになっているが、婚姻前から仕事をしてきた人が、婚姻によって名字(姓)を変えると、仕事の上で何らかの不便を生ずることがあると思うか聞いたところ、「何らかの不便を生ずることがあると思う」と答えた者の割合が41.9%、「何らの不便も生じないと思う」と答えた者の割合が52.9%となっている。

●中川八洋(筑波大学教授)「夫婦別姓」こそ女性の敵『Voice』(1997年10月号)、p. 195

日本の出生率の極端な低下は家族制度の弱体化が原因であり、とりわけ家族の雲散霧消が決定的な原因である。すなわち、出生率の回復のためには家族制度の強化が不可欠であり、それは同時に日本の若者の、あの退嬰的デカダンスに耽る人格喪失状態や「援助交際」(売春)を是正する働きもなす以上、一石二鳥である。

●杉原誠四郎(武蔵野女子大学教授)「福島瑞穂弁護士の「夫婦別姓論」はどこか変だ」『諸君!』(1994年2月号)、p. 79

健全な家庭を形成維持するために、法が家庭に対し一定の拘束を行い、個人を縛るのは本来いたしかたないことではないか。もともとこうした家族制度というものは、それぞれの歴史や文化、国民感情というものを考慮して考えるべきものだ。家族制度というものは、その国の歴史や文化、国民感情から逸脱して考えることは許されない。

●西部邁(評論家)「夫婦別姓の「怪」挙」『新潮45』(1996年4月)、p. 50

考えてもみられよ、自己の姓は、さらには自己の

名は、いったい誰がつけたのかを。汝が熟考した挙げ句に選んだ姓名ならば、それはたしかに汝のアイデンティティに深くかかわるといってさしつかえない。しかし、わざわざ指摘するのも面倒だが、姓は親のものを踏襲したのであり、名は親がその人の自己同一性(アイデンティティ)というよりも、その人の親たち(および祖先たち)の固有性なのだ。それが彼・彼女のアイデンティティであるといってみても、それは家系というものにその人が服属したかぎりにおいてのことなのである。

●八木秀次(高崎経済大学助教授)『論戦布告』(徳間書店、1999年)、p. 116

アメリカでは60年代から70年代にかけて個人主義の嵐が猛威をふるった。フェミニズム、家父長制的な権威の否定、性解放、個人の満足を家族の福祉に優先させる風潮……等々。個人主義による自己主張と男女平等思想は家庭における男女の役割を混乱させ、家族像を変貌させていった。ピューリタニズムに基づく厳格な家庭は緩やかな家族関係に変わり、家族は結びつきの弱いものになっていった。その結果、現在アメリカでは結婚したカップルの内、半数は離婚する。そしてその7割は3年以内に再婚し、更にその6割は再び離婚する。3度目4度目は当たり前というのが今日のアメリカの結婚事情である。

●八木秀次(高崎経済大学助教授)『論戦布告』(徳間書店、1999年)、p. 118

離婚・再婚が繰り返され、自然の親子関係が崩れた結果、急増したのは「児童虐待」、中でも継父、継母から強姦や性的いたずらを受ける「性的虐待」の問題である。現在では「児童虐待」の報告件数は全米で年間二百万件をはるかに超え、発生件数はそれを上回るといわれている。親や家庭は今や子供にとって保護を受ける安らぎの場ではなく、逆にその存在を脅かす存在となっている。